

2017年7月 27 日

No.286

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井 研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: [www.s-mataichi.com](http://www.s-mataichi.com)

5月22日、又市征治議員は決算委で2015年度決算審査の准総括質疑に臨みました。

## 除染事業に関わる贈収賄事件について

又市議員は、環境省福島再生事務所で除染作業の監督に当たる職員が業者から接待を受け、入札の便宜を図った件について、復興大臣と環境大臣に所見を求め、環境大臣には再発防止策、また不適切な除染作業が繰り返されていることへの対策を質しました。

吉野復興大臣は、復興庁として関係省庁に綱紀粛正を求めたと答弁しました。山本環境大臣からは、綱紀粛正、適正な業務執行に取り組んでいくとの答弁がありました。再発防止策としては、事務次官による訓示、倫理保持の個別指導を行うとともに、組織管理体制の強化があげられました。また不適正除染110番を整備し、不適正事案に対して、事業者への追加除染の指示、再発防止策の報告指示、施工管理体制の改善指示、現場監督員増員による監督体制の強化等、不適正除染の防止に努めてきたとの答弁がありました。

## 除染事業が街の復興に果している役割について

次に又市議員は、街の復興には除染が不可欠だが、避難解除地区でも住民の帰還状況が13.1%というところもあり、除染事業だけではなく、住民が帰還できる総合的な対策、また帰りたくても帰れない住民への支援について復興大臣に質しました。さらに除染完了後の事後モニタリングの実施について、環境省に質しました。

吉野復興大臣は、住民が希望している医療、介護福祉施設の充実、商業施設の再開、充実に取り組むとともに、帰還の如何にかかわらず、固定資産税等の地方税の減免、医療費、介護保険料の減免、高速道路の無料化等、それぞれの制度の趣旨等を踏まえて支援をしていると答弁しました。早水環境大臣官房審議官からは、除染完了後のモニタリングは、終了後おおむね半年から一年後に実施しているとの答弁がありました。

又市議員は、子ども・被災者支援法は、支援対象地域での居住、他地域への移動、帰還を自らの意思で行えるよう、いずれ選択しても適切に支援することを求めていると強調し、帰還した人の生活基盤を整備することはもちろんのこと、種々の理由で帰還したくても帰還できない人への支援も着実にを行うように強く求めました。

## 商工中金の不正融資再発防止策について

次に商工中金において危機対応融資で不正が発覚した件について、取り上げました。これは昨年の鹿児島支店に端を発するもので、全体の12.6%についての調査で35支店816件存在することが明らかになっています。商工中金は2011年の会計検査院による検査でも、不十分な審査・確認が不当事項として指摘されていました。又市議員は繰り返されるこのような事態について、監督官庁である経産省の見解と再発防止策について問い質しました。さらに融資のノルマがあったのではないかと指摘しました。松村経産副大臣は、経営陣に対し徹底した問題の洗い出し、全容解明を求めると同時に、業務改善命令を発出したと答弁しました。さらに職員の処分や役員の管理責任の明確化、ガバナンスの根本的強化に向けた組織体制の見直しの検討などを求めると述べました。麻生財務大臣は、危機対応業務の実績を業績評価の対象にしたのは制度の趣旨を歪めるものだと答弁しました。

## 防衛予算の増加傾向について

最後に又市議員は、近年の防衛費の増加傾向や安倍首相が防衛費を1%以内に抑える考えはないと発言したことを踏まえ、防衛大綱、中期防の改定について稲田防衛大臣に、今後、防衛費が青天井で増加していくのではないかと稲田大臣、麻生大臣に質しました。

稲田大臣は、防衛大綱の見直しについては具体的な検討は行っていないが、中期防については今後検討していくと答弁しました。防衛費については、現中期防の範囲内で実質年平均0.8%増加することになっておりその範囲内だと答弁しました。麻生大臣は、現中期防で総額は平成25年に決められており、また1%というのは正式に決めたわけではないと強弁しました。

又市議員は、GDP比1%について、国民的合意であり突破は許されないと強く主張しました。